

# 福岡県公報

平成31年3月26日  
第4079号

## 目次

### 告示 (第226号 - 第249号)

○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の占用の制限	(道路維持課) …………… 3
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(漁業管理課) …………… 3
○道路の占用の制限	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) …………… 5
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) …………… 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 6
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 7
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 7
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 7

○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 7
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 8
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 8
<b>公 告</b>	

○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課) …………… 8
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 8
○基本測量の終了	(県土整備総務課) …………… 9
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 10
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 10
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 10
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 10
○相割川水系に係る河川整備計画	(河川整備課) …………… 11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 11
○土地区画整理組合の解散の認可	(都市計画課) …………… 11

### 警察本部

○福岡県行橋警察署の新庁舎の所在地及び開庁日の公示について	(警察本部警務課) …………… 11
○情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示	(警察本部総務課) …………… 11

### 雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集の結果	(環境保全課) …………… 12
---------------------------------------	------------------

## 告 示

### 福岡県告示第226号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県道	千 手 馬 見 線	前	嘉麻市千手1704番4先から	7.5	1,751.6
				嘉麻市千手233番先まで	73.8	
			後	嘉麻市千手1711番3先から	7.5	1,908.1
				嘉麻市千手233番先まで	73.8	

**福岡県告示第227号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県道	千 手 稲 築 線	前	嘉麻市千手1730番4先から	10.0	297.0
				嘉麻市千手1710番1先まで	39.0	
			後	嘉麻市千手1725番4先から	11.5	133.5
				嘉麻市千手1710番1先まで	36.5	

**福岡県告示第228号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯 塚	千 手 稲 築 線	嘉麻市千手1725番4先から 嘉麻市千手1710番1先まで

**福岡県告示第229号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一般 国道	322号	前	嘉麻市嘉穂才田71番1先から	6.0	2,295.5
				嘉麻市大力711番5先まで	27.3	
			前	嘉麻市嘉穂才田71番1先から	11.0	2,310.0
				嘉麻市大力711番5先まで	57.6	
			後	嘉麻市嘉穂才田71番1先から	6.0	2,295.5
				嘉麻市大力711番5先まで	27.3	
			後	嘉麻市嘉穂才田71番1先から	11.0	2,310.0
				嘉麻市大力711番5先まで	57.6	

**福岡県告示第230号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	322号	嘉麻市大力501番1先から 嘉麻市大力530番4先まで
飯塚	322号	嘉麻市嘉穂才田71番1先から 嘉麻市千手1872番1先まで
飯塚	322号	嘉麻市大力469番3先から 嘉麻市大力531番4先まで

### 福岡県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
県道	八女香春線	八女市上陽町北川内4178番1先から 八女市上陽町北川内3733番1先まで	八女県土整備事務所
県道	浮羽石川内線	八女市矢部村北矢部2032番1先から 八女市矢部村北矢部2031番1先まで	八女県土整備事務所
県道	浮羽石川内線	八女市矢部村北矢部3724番4先から 八女市矢部村北矢部3732番1先まで	八女県土整備事務所

県道	浮羽石川内線	八女市矢部村北矢部3913番1先から 八女市矢部村北矢部3896番1先まで	八女県土整備事務所
県道	田主丸黒木線	八女市上陽町上横山2951番2先から 八女市上陽町上横山2952番1先まで	八女県土整備事務所
県道	田主丸黒木線	八女市上陽町上横山2973番3先から 八女市上陽町上横山3087番1先まで	八女県土整備事務所

#### 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

#### 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

#### 4 占用の制限の開始の期日

平成31年4月9日

### 福岡県告示第232号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
福岡市西区大字西浦	海鳳 山阪 順洋 孝徳 牟田 和正	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧西浦漁業協同組合の地区 (西浦加入区)	二双吾智網漁業

福岡市西区大字宮浦	昭和 富永 友喜 共栄 柴田 幸男	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧唐泊漁業協同組合の地区 (唐泊加入区)	二双吾智網漁業
-----------	----------------------------	--	---------

**福岡県告示第233号**

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

**1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所**

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	500号	朝倉市馬田2402番2先から 朝倉市馬田2519番1先まで	朝倉県土整備事務所

**2 制限の対象とする占用物件**

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

**3 占用を制限する理由**

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

**4 占用の制限の開始の期日**

平成31年4月9日

**福岡県告示第234号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成

31年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	500号	朝倉市馬田2401番1先から 朝倉市馬田2519番1先まで

**福岡県告示第235号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年2月福岡県告示第117号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
釜ヶ谷-1	遠賀郡水巻町高尾及び頃末北四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
釜ヶ谷-2	遠賀郡水巻町高尾、頃末南二丁目及び頃末北四丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を水巻町役場に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第236号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年2月福岡県告示第118号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準

用する同条第4項の規定により公示する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
釜ヶ谷-1	遠賀郡水巻町高尾及び頃末北四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
釜ヶ谷-2	遠賀郡水巻町高尾、頃末南二丁目及び頃末北四丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を水巻町役場に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
釜ヶ谷-1	遠賀郡水巻町高尾及び頃末北四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
釜ヶ谷-2	遠賀郡水巻町高尾、頃末南二丁目及び頃末北四丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を水巻町役場に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
釜ヶ谷-2	遠賀郡水巻町高尾、頃末南二丁目及び頃末北四丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面2は省略し、その図面を水巻町役場に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	直方 宗像線	前	鞍手郡鞍手町大字八尋1215番4先から鞍手郡鞍手町大字新延459番4先まで	11.6 ～ 24.0	52.4
			後	鞍手郡鞍手町大字八尋1215番4先から鞍手郡鞍手町大字新延459番4先まで	11.6 ～ 15.4	52.4



**福岡県告示第240号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県道	新 延 植 木 線	前	鞍手郡鞍手町大字中山2397番7先から 直方市大字植木2210番15先まで	4.4 ～ 39.2	1,046.4
			前	鞍手郡鞍手町大字中山2397番7先から 直方市大字植木2210番15先まで	5.5 ～ 51.5	936.0
			後	鞍手郡鞍手町大字中山2397番7先から 直方市大字植木2210番15先まで	4.4 ～ 39.2	1,046.4
			後	鞍手郡鞍手町大字中山2397番7先から 直方市大字植木2210番9先まで	5.5 ～ 59.3	988.7

**福岡県告示第241号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直 方	新 延 植 木 線	鞍手郡鞍手町大字中山2206番1先から 直方市大字植木2210番9先まで

**福岡県告示第242号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	新吉富 豊 前 線	前	豊前市大字市丸11番1先から 豊前市大字市丸214番3先まで	11.8 ～ 50.8	494.0
			後	豊前市大字市丸11番1先から 豊前市大字市丸214番3先まで	10.5 ～ 50.8	494.0

**福岡県告示第243号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	新吉富豊前線	豊前市大字市丸11番1先から 豊前市大字市丸12番1先まで
京 築	新吉富豊前線	豊前市大字市丸24番1先から 豊前市大字市丸214番3先まで

**福岡県告示第244号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	吉富本耶馬溪線	築上郡吉富町大字広津462番1先から 築上郡吉富町大字幸子482番2先まで

**福岡県告示第245号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

京 築	中津豊前線	築上郡吉富町大字広津143番1先から 築上郡吉富町大字広津475番1先まで
-----	-------	--

**福岡県告示第246号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	吉富港線	前	築上郡吉富町大字広津452番2先から 築上郡吉富町大字広津460番1先まで	7.8 ～ 14.2	77.6
			後	築上郡吉富町大字広津452番2先から 築上郡吉富町大字広津460番1先まで	7.8 ～ 14.2	77.6

**福岡県告示第247号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

京 築	吉富港 線	築上郡吉富町大字広津452番2先から 築上郡吉富町大字広津460番1先まで
-----	-------	--

**福岡県告示第248号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直 方	福 岡 直 方 線	直方市新町一丁目448番1先から 直方市新町一丁目464番6先まで

**福岡県告示第249号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	朝 倉 小石原 線	前	朝倉市須川174番8先から 朝倉市須川164番1先まで	3.9 ～ 19.8	215.6
			後	朝倉市須川174番8先から 朝倉市須川164番1先まで	3.9 ～ 19.8	215.6

			後	朝倉市須川174番8先から 朝倉市須川164番1先まで	4.8 ～ 36.4	219.2
--	--	--	---	--------------------------------	------------------	-------

**公 告**

**公告**

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小 川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
ローム・アポロ株式会社	八女郡広川町大字日吉 1164番地の2	平成31年3月5日	平成34年3月4日まで

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 届出年月日  
平成31年3月11日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 (仮称) ライフガーデン水巻  
(2) 所在地 遠賀郡水巻町樋口1437番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名



## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
ダイワロイヤル株式会社	代表取締役 原田 健	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社九州ケーブデンキ	代表取締役 坂下 陽一	茨城県水戸市桜川一丁目1番1号
ダイレックス株式会社	代表取締役 貞方 宏司	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
その他未定		

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成31年11月12日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

8,654平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地内	540

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
C棟東側	32
A棟東側	36
合計	68

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
A棟西側	111
A棟西側	50
B棟北東側	50
C棟西側	150

F棟南東側	17
合計	378

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
A棟内西側	22.98
A棟内西側	14.98
C棟内西側	74.67
F棟西側	0.23
合計	112.86

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時00分～午後10時00分

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3箇所	建物敷地東側及び南側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 No. 1	24時間
荷さばき施設 No. 2	24時間
荷さばき施設 No. 3	午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設 No. 4	24時間
荷さばき施設 No. 5	24時間

## 公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大川市	平成31年3月1日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
久留米市・筑後市・大川市・みやま市・三潞郡大木町	平成31年3月7日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
3級基準点測量 3点  
3級水準測量 1 km
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡東区一円	平成31年2月27日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市博多区諸岡（諸岡四角交差点周辺）	平成31年2月28日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により直方市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（写真測量：数値地形図データファイルの更新）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
直方市	平成31年2月28日

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、「相割川水系河川整備計画」を定めたので、同条第6項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川整備課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置く。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市大浦字平田272番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糸島市南風台八丁目13番10号  
吉村 真一

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、糸島市前原東土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のように公告する。

平成31年3月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称  
糸島市前原東土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
糸島市浦志一丁目8番6号
- 3 設立認可の年月日  
平成23年12月19日
- 4 解散認可の年月日  
平成31年3月13日

警察本部

福岡県警察本部告示第15号

福岡県行橋警察署の新庁舎の所在地及び開庁日を次のように公示する。

平成31年3月26日

福岡県警察本部長 高木 勇人

- 1 新庁舎の所在地（旧庁舎の所在地）  
行橋市中央1丁目1番2号（行橋市行事3丁目12番1号）
- 2 開庁日  
平成31年4月1日（月）

福岡県警察本部告示第16号

情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月26日

福岡県警察本部長 高木 勇人

情報公開窓口設置規程及び個人情報保護窓口設置規程の一部を改正する告示（情報公開窓口設置規程の一部改正）  
第1条 情報公開窓口設置規程（平成14年6月福岡県警察本部告示第30号）の一部を次

のように改正する。

第2条第2項の表行橋警察署情報公開窓口の項中「行事3丁目12番1号」を「中央1丁目1番2号」に改める。

(個人情報保護窓口設置規程の一部改正)

第2条 個人情報保護窓口設置規程（平成18年3月福岡県警察本部告示第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表行橋警察署個人情報保護窓口の項中「行事3丁目12番1号」を「中央1丁目1番2号」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

## 雑 報

### 福岡県環境審議会公告

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、平成31年2月8日から平成31年2月21日までの間、意見を募集しました。

その結果、意見の提出はなく、原案どおり平成31年3月7日に答申しましたので、同要綱第8条の規定により公表します。

平成31年3月26日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人